

東総広域水道企業団郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領
(工事・業務委託)

(趣旨)

第1条 この要領は、本企業団が発注する建設工事及び業務委託の制限付一般競争入札に関し、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、郵送・事後審査方式制限付一般競争入札(以下「ダイレクト入札」という。)を実施することとし、別に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(適用工事等)

第2条 ダイレクト入札は、次の各号に掲げるもののうち、企業団が定めるものについて適用する。

- (1) 建設工事のうち、設計価格が130万円を超えるもの。
- (2) 業務委託のうち、設計価格が50万円を超えるもの。

(入札公告等)

第3条 入札公告は、東総広域水道企業団ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)への掲載及び総務課での閲覧により行うものとする。入札公告及び次に掲げるダイレクト入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてウェブサイトからダウンロードして使用するものとする。ただし、この方法によることができない者にのみ、総務課において印刷物の配布を行う。

入札書(別記第1号様式)

設計図書等貸出申請書(別記第2号様式)

委任状(別記第3号様式)

入札参加資格審査確認申請書(別記第4号様式)

入札参加不適合通知書(別記第5号様式)

入札書郵送用封筒の記載例

(設計図書等の貸出し等)

第4条 契約書案及び設計書(仕様書及び図面含む。以下同じ。)(以下「設計図書等」という。)は、原則としてウェブサイトでの閲覧及びコンパクトディスク等の電子媒体(以下「電子媒体」という。)に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととし、総務課での閲覧は行わない。ただし、これを利用できない者にのみ、総務課において印刷物の貸出しを行う。

2 設計図書等の貸出しの方法は、入札公告において定めるものとする。

- 3 設計図書等の貸出しを受けようとする者は、総務課へ電話による申込みを行い、貸出し日時の指定を受けなければならない。
- 4 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。
- 5 電子ファイルによる貸出しを受けた設計図書等は、返却することを要しない。
- 6 設計図書等の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、設計図書等をウェブサイトで閲覧に供した入札については、この限りでない。

(質問の受付・回答)

第5条 設計図書等に関する質問のある場合は、入札公告に示す締切日の午後5時までに、E-mail又はFAX(送信後、電話により到着確認をすること。)で工事担当課に申込みをするものとし、持参は受け付けない。質問に対する回答は、ウェブサイトに掲載する。

E-mail(総務課庶務係): syomu@tousou-water.jp

(総務課経理係): keiri@tousou-water.jp

(浄水課工務係): koumu@tousou-water.jp

(浄水課浄水係): jousui@tousou-water.jp

(浄水課水質係): suisitu@tousou-water.jp

FAX(各課係共通): 0478(86)3823

(入札参加資格)

第6条 入札参加者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者で、東総広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該工事(委託業務)の公告日から入札(開札)日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事(業務委託)の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ロ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - ハ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事若しくは業務の種類及び規模等により案件ごとに定めるもの

2 経営事項審査による総合評定通知書の総合評定値による入札参加資格要件は、別に定める。

(入札書の郵送等)

第7条 入札書の提出は、簡易書留の方法で行わなければならない。

2 入札書は、到着期限までに指定された郵送先に到達しなければならない。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しないものとする。

3 入札書の郵送は、入札書その他入札公告で指定された書類を封筒に入れ封かん(のり付け)、封印(割印)したうえ、表面に入札書在中の朱書きをし、裏面に工事(委託業務)名、工事(履行)場所、開札日時並びに入札者の商号又は名称、代表者職氏名、住所を記載して行わなければならない。

4 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

5 入札公告において工事費内訳書の提出を求めた場合は、当該工事費内訳書を同封しなければならない。

6 工事費内訳書には、工事名、工事場所、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、押印をしなければならない。

7 到達した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めず、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。

8 入札書の到着に関する連絡は一切行わないこととする。

(入札の執行)

第8条 到着期限までに到達した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行する。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日前日までに、入札辞退届を総務課へ持参しなければならない。

(開札調書の作成)

第10条 入札担当者は開札日前日に、郵送された入札書同封の封筒裏面の記載事項に基づき、開札調書を作成するものとする。この場合、資格審査は入札(開札)後に行うため、開札する全ての封筒について開札調書に記載するものとする。

2 入札担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

(入札の立会い)

第11条 入札（開札）の立会いは、当該入札参加者にのみ認めるものとする。

- 2 入札参加者は、代理人を入札（開札）に立ち合わせるときは、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札（開札）の立会人が2人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札執行者は、入札の執行を妨害する者があるときは、退室を命じることができるものとする。

（入札の方法等）

第12条 入札回数は、初度の入札を含め2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する入札においては、1回限りとする。

- 2 再度の入札（以下この条において「再度入札」という。）においては、入札書を封筒に入れずに提出することができる。
- 3 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の入札価格から2番目までの入札価格及び当該入札をした業者名を公表したうえで、最低価格の提示者から順次、落札候補者として資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、最低の入札価格を公表したうえで、再度入札を行うものとする。
- 4 初度の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- 5 再度入札を行う場合で、入札に立ち会わない者があるときは、再度入札を辞退したものとみなす。
- 6 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 7 再度入札において落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定による随意契約へ移行するものとする。

（入札参加資格審査及び落札決定等）

第13条 落札候補者は、当該入札公告で示された書類を、提出を指示された日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に総務課へ持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

- 2 入札執行者は、入札参加資格審査確認申請書（別記第4号様式）等の提出日を含

め、3日以内（閉庁日を除く。）に審査を行わなければならない。

- 3 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。
- 4 落札候補者が審査の結果適格と認められ落札者として決定された場合、入札執行者は落札者に電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。
- 5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。
- 6 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合には、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書（別記第5号様式）を送付するものとする。
- 7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、書面により、入札執行者に対して求めることができる。
- 8 入札執行者は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

（入札の無効）

第14条 東総広域水道企業団入札約款第5条（第2号及び第8号を除く。）に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

1 一般的事項

- (1) 入札書が、指定された郵送方法で提出されないとき
- (2) 入札書を入れた封筒が、封かん（のり付け）、封印（割印）されていないとき
- (3) 封筒に、必要な事項が記入されていないとき
- (4) 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れたとき
- (5) 封筒と入札書の記載事項が相違するとき
- (6) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しないとき

2 工事費内訳書の提出が義務づけられている建設工事の入札

- (1) 入札書同封の封筒に工事費内訳書が同封されていないとき
- (2) 封筒、入札書及び工事費内訳書の記載事項が相違するとき
- (3) 入札書記載の入札金額と、工事費内訳書の合計金額が相違するとき
- (4) 指定された書式の工事費内訳書を使用していないとき

（入札結果の公表）

第15条 入札結果は、契約締結後にウェブサイトに掲載する。

(その他)

第16条 入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、東総広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2 入札参加資格確認申請書記載の配置予定技術者等は、原則として工事又は委託業務完了まで変更することはできない。

3 この要領で定めるダイレクト入札に関する連絡先は、次のとおりとする。

東総広域水道企業団総務課庶務係

電話番号 0478(86)3821

FAX 0478(86)3823

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用については、当分の間、「掲載及び総務課での閲覧」とあるのは「掲載」とする。

3 第4条の規定の適用については、当分の間、第3項中「貸出し日時の指定」とあるのは「貸出しに関する指示」と、第4項中「持参」とあるのは「郵送等持参以外の方法により提出」とする。

4 第9条の規定の適用については、当分の間、「持参」とあるのは「郵送により提出」とする。

5 第11条の規定の適用については、当分の間、第1項中「当該入札参加者にのみ認める」とあるのは「当該入札に関係の無い職員を立ち合わせて行う」とし、同条第2項から第4項の規定は適用しない。

6 第12条の規定の適用については、当分の間、第2項中「、入札書を封筒に入れずに提出することができる」とあるのは「別途通知する到着期限までに、第7条の規定を適用して行う」とし、第6項中「くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする」とあるのは「別途通知する方法により順位を決定する」とする。

7 第13条の規定の適用については、当分の間、「持参」とあるのは「郵送により提出」とする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

第1号様式

入札書

(ダイレクト入札用)

年 月 日

東総広域水道企業団

企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の に相当する額を加算した金額をもって請負したいので入札します。

記

工事（委託業務）名									
工事（履行）場所									
入札金額			百万			千			円

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

くじ番号			
------	--	--	--

【注意事項】

- 1 日付は、**入札書作成日**又は**入札書投函日**（再度入札にあっては**開札日**）を記入してください。
 - 2 金額は算用数字で記入し、頭書を「¥」で止めてください。
 - 3 東総広域水道企業団建設工事等入札参加資格審査申請時に、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。
 - 4 落札候補者となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじにより決定しますので、上記の「くじ番号」欄に任意の数字（「000～999」までの3桁の値）を必ず記入してください。
- ※ くじの方法については、当企業団ウェブサイトの「ダイレクト入札におけるくじの方法について」をご覧ください。

第2号様式

設計図書等貸出申請書

年 月 日

東総広域水道企業団

企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記工事（業務委託）に関する、設計図書等の貸出を申請します。なお、当該設計図書等の内容を目的外に使用しないことを誓約します。

記

工事（委託業務）名	
工事（履行）場所	
希望する形式	<input type="checkbox"/> 電子ファイル（ファイルの種類：PDF） <input type="checkbox"/> 印刷物

※ 希望する形式が電子ファイルの場合は、電子媒体を持参してください。

総務課使用欄	受付	/	貸出	/	返却	/
--------	----	---	----	---	----	---

第3号様式

委任状

(ダイレクト入札用)

年 月 日

東総広域水道企業団

企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、都合により（
印）を代理人と定め、下記工事（委託業務）入札（開札）立会いに関する一切の権限を委任いたします。

記

工事（委託業務）名	
工事（履行）場所	

第5号様式

入札参加不適合通知書

年 月 日

様

東総広域水道企業団

企業長

年 月 日付けで申請のありました入札参加資格審査について、審査の結果下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

記

入札公告日	
工事（委託業務）名	
工事（履行）場所	
不適合となった理由	